

# 琵琶の時代から笙の時代へ

——中世の天皇と音楽——

相馬万里子

はじめに

平成四年八月に刊行された『宸翰英華 別篇 北朝<sup>(1)</sup>』には、昭和一九年一二月刊行の『宸翰英華<sup>(2)</sup>』に採録されなかつた光嚴・光明・崇光・後光嚴・後円融天皇の宸翰一一一点が収録された。数量的に最も多いのは

崇光天皇宸翰で四一点、そのうちの一六点が琵琶秘曲伝授等に関係する

楽書であり、四点収録されている宸記も琵琶秘曲の伝授の記録である。

これらの楽関係の宸翰は、伝授状一点を除き、すべて宮内庁書陵部蔵、もと伏見宮に伝來したものである。伏見宮家が、楽道をことに重んじた持明院統嫡流を受けたため、これほど多量に伝存したのであるが、弟子に宛てた琵琶秘曲の伝授状や伝授の譜が多いことは、宸翰としてはかなり特殊であるといえよう。

一方『宸翰英華』収録一三六二点のうち、御伝授状と称される項は、後小松天皇に音楽関係四点、後陽成天皇に伊勢物語秘説の一点、後西天

皇に古今集秘説の一点、薫物秘方一点の計七点であり、この他伝授のために書かれたとみられる入木道の切紙などを数えても計一四点ほどである。後小松天皇の四点は臣下の弟子に宛てた楽曲の伝授状で、樂の伝授状の宸翰が残っているのは、崇光天皇と後小松天皇のみである。偶々残つたものとはいゝ、この二人の天皇がことに樂の伝授に係つたことは、当時の記録や音楽相伝系図などによつても知られるところである。

そしてまたこの後小松天皇の伝授状は、『宸翰英華』が「琵琶の秘調」と誤った解説を加えたため、いまだに琵琶秘曲の伝授状として紹介されたりする。平成九年四一五月京都国立博物館で開催された「宫廷の美術」展に出陳された、永享二年六月二十五日四辻季保に宛てた後小松天皇宸翰秘調伝授書も、琵琶の秘調とされ、後小松天皇は琵琶の名手と解説されていたが、これは先年の拙論の補注で述べたとおり、箏の秘調伝授書である。後光嚴院流が琵琶を習得せず笙を習得し、後小松天皇は笙などの相伝系図に載ることや、伏見宮貞成親王が、実子の後花園天皇に

献呈するため書いた『椿葉記』の再稿本<sup>(4)</sup>に、最初は「仙洞は後光嚴院以来四絃はあそばされねば」というストレートな表現があつたことなどからも知られる。当時の記録等を見ると、樂が行われる際の後小松天皇の御所作（演奏）は、必ず笙または箏である。そして『秦箏相承血脉』に載る後小松院の弟子に「権大納言季保」の名がある。

先年の拙論では、後伏見院の編纂に係ると思われる『代々琵琶秘曲御伝受事』を中心に、持明院統の天皇の琵琶習得とその前後の時代を概観した。今回的小論はいさか重複するのであるが、崇光天皇の琵琶秘曲伝授から後小松天皇の箏・笙秘曲伝授に至る期間を中心にして、この期の天皇と音樂をもう一度見直して整理しておきたいと考えるものである。

## 一、天皇の音樂習得

古来天皇にとって音樂の習得は、単なる趣味や嗜好にとどまらず、帝王学の一つとして重視され、幼時より樂器をたしなみ、音樂に関する知識を身につけることが必要とされた。順徳天皇が幼帝のために禁中の故実作法を記したものかとされる『禁秘抄』の「諸芸能事」の項にも、「第一ハ御學問也（中略）、第二ハ管絃、延喜天暦以後、大略不絶事也、必可通一曲」とみえ、樂器の習得をすすめている。習得する樂器に関しては、「円融一条ノ吉例ニテ、今ニ笛代々ノ御能也、和琴モ又延喜天暦

ノ吉例、箏モ同之、琵琶ハ雖無殊例可然事也、笙筆篥ハ未聞、笙ハ三条院学ヒ給フ、筆篥ハ不相応事也（中略）、笛ハ堀河鳥羽高倉、法皇ノ代々不絶事也、但箏琵琶何劣乎」とあって、特定の樂器をすすめてはいない。順徳天皇は建保六年（一一二八）、琵琶の秘曲の一つ大常博士楊真操（以下、楊真操と略す）を伝受していることが宸記<sup>(7)</sup>にみえており、さらにそれ以前の元久二年（一一〇五）に後鳥羽天皇が、三曲といわれる琵琶の秘曲、石上流泉・上原石上流泉・楊真操・啄木（四曲ありながら三曲と称する。但し後世は前三者を三曲とよび、最秘曲啄木は別格に扱い、これを伝受することを灌頂と称するようになる）を伝受しているにもかかわらず、順徳天皇が特に琵琶を習得せよと強調していない点をみれば、この期には必ずしも琵琶が帝王学とは言えないことがわかる。

先年の拙論でも述べたごとく、琵琶を帝王学の一つとしたのは、後深草天皇にはじまる持明院統の歴代なのである。後深草・伏見・後伏見・崇光天皇の琵琶秘曲伝受の宸記を集めた部類記「御琵琶御伝業宸記」（『歴代残欠日記』）が世に知られ、貞成親王の『椿葉記』や『看聞日記』に多くの琵琶に関する記事がみられることなどから、いつの時代も琵琶が帝王学の一つであったというような漠然とした一般通念を生むことになったと思われる。「御琵琶御伝業宸記」の祖本が、書陵部藏伏見宮旧蔵『代々琵琶秘曲御伝受事』であることは前稿に記した。

天皇（春宮、親王）がはじめて樂器を習う場合（樂器名を冠して御琵琶始とか御笛始などとよばれる）、その師として、しかるべき公卿クラ

スの音楽の堪能者が、天皇に影響力を持つ上皇や摂関などによって選定される。この楽器始は、多分に儀式的なものではあるが、この時に選ばれた師がその後も秘曲を伝授するなど、長く師をつとめることが多い。

その一方では、昇殿も許されていない地下の楽人の名手が、天皇のリクエストに応じて曲を弾いたり、楽器、楽譜に関する専門的な知識を伝えなど、事実上は師のような働きをしている場合もあり、天皇の音楽の師の在り方は一様ではなく、その時代によつても変化している。このことに関しては、豊永聰美氏による「中世における天皇と音楽—御師について」（上）（下）<sup>(9)</sup>という詳細な論考があり、それによれば、中世前期は、任命された「正式の御師」は公卿クラスの者が、専門的な知識や技術を教える「事実上の御師」は昇殿が許されていない地下楽家の者がつとめる傾向にあり、「両者がうまく共存することにより、天皇の音楽を支える御師の像を形成していた」とされる。ところが、後深草天皇以降、御師の形態にも変化が生じてくる。前記豊永氏論考では、この鎌倉後期から南北朝期にかけての時期を、一、後深草期から後伏見期、二、光嚴期、三、後光嚴期の三つに分けて詳しく考察しており、この項は、豊永氏論考を参照するのが妥当なのであるが、本稿で考えてみたい崇光天皇以降への筋道として、豊永氏論考と同様な追い方になるが、これらの時期も一応かいつまんで記しておきたい。

## 二、天皇の音楽の師—後深草から後伏見期

### (1) 西園寺家

後深草・伏見・後伏見天皇の持明院統正嫡の天皇と大覚寺統の龜山・後醍醐天皇は、琵琶の習得に熱心で、この期の「正式の御師」は西園寺家から出ている。西園寺家と琵琶の関わりは、内大臣大宮実宗（一一四三頃—一二二一）にはじまる。実宗は、平安末期樂の大家と仰がれた妙音院藤原師長（一一三八—九二）の高弟で、琵琶の名手の聞えがあり、守貞親王（後高倉院）の師となり、正治二年（一一〇〇）三月一四日、親王に啄木を伝授した。実宗の曾孫西園寺公相は、建長四年（一二五二）二月二一日後深草天皇の琵琶始の師をつとめ、公相男実兼は伏見天皇の師として、弘安九年（一二八六）六月一八日楊真操、同二〇日啄木、正応四年（一二九一）一月三〇日両流泉曲を伝授した（普通とは秘曲伝授の順序が逆である）。元亨元年（一二九二）六月一五日には、北山第まで行幸して強く秘曲伝受を望んだ後醍醐天皇に両流泉曲を伝授した。<sup>(12)</sup>承久の変後、政治的に重要な地位を占め、権勢を振った西園寺家の代々が琵琶の名手であったことは、この期の琵琶の隆盛とも関係があろう。さらに西園寺家は、平安末期、地下ながら琵琶の名手としてきこえた藤原孝博はじめとする琵琶西流の宗家と密接な師弟関係があり、姻戚関係を持つに至る。西園寺実兼を例にとれば、実兼母は、琵琶西流藤原孝道の

道から播磨局へ伝えられた、他に知る者のない深重の秘伝を含む播磨局流であり、北朝の伝流は、孝道から孝時に伝えられた西流の正統である。「軒を接する金剛寺内の行宮」で行われた琵琶秘曲伝授に関する情報は、もちろん双方共に伝わったことであろう。

光嚴院の時代には、西園寺家、西流ともに師の適任者はなく、持明院統の天皇が代々受け継いで来た琵琶は、修業ぶりからみても、技術的な点からも、一番のエキスペートである天皇家が守る形にならざるを得なかつたのではなかろうか。光嚴院から崇光院への三曲伝授は、光嚴院落飾後である。院は帰京後は隠棲し、直接の伝授にはかかわらなかつたが、『園太曆』に載る正親町忠季の記述や『琵琶血脉』の奥書などによれば、秘曲伝授に関する報告を聞き、指示を与えるなど、まだ若い崇光院をバックアップする立場は保っていたようである。

#### 四、崇光天皇の琵琶

『宸翰英華 別篇 北朝』に収録された崇光天皇宸翰の宸記四点は、啄木伝授に関する五ヶ度の記録で、五ヶ度のうちの一ヶ度が一紙に書かれているため一点と数えられ、残り三ヶ度は年度ごとに一点と数えるため四点となるが、実は『代々琵琶秘曲御伝受事』と題された後伏見院編の部類記の後部に一連として付け足されたものである。五ヶ度の啄木伝授は左記のとおりである。

暦応二年（一三三九）五月一九日 藤原孝重授 光嚴院受  
延文元年（一三五六）一〇月二〇日 光嚴院授 崇光院受  
延文三年（一三五八）八月二一日 崇光院授 正親町忠季受  
貞治五年（一三六六）一二月一八日 今出川公直受  
永徳元年（一三八一）九月二三日 栄仁親王受

はじめの一紙に記されているのは、光嚴院の伝受と自身の伝受である。暦応二年崇光天皇は六歳、もちろん実見での記録ではなく、師である孝重も「從三位孝重卿」と記されているが、孝重が從三位に叙されるのは、康永二年（一三四三）二月一四日であるから、後から書かれたことは明らかである。南山行宮で簡略に行われ、後に残す記述にはならないとしながらも自身の伝受を記し、さらにその前に光嚴院伝受を記したのは、『宸翰英華 別篇 北朝』の解説（平林盛得氏）でも述べているとおり、自身の伝承の正統性を示したものであろう。

自身の伝受の二年後、崇光院は正親町忠季に啄木を授ける。三曲に至るまで光嚴院勅弟であった忠季はこの時三六歳、崇光院は二十五歳。御記には、忠季は崇光院にとつて幼年の昔琵琶を習った師範の如き存在であると記されている。崇光院は、この日の七日前から妙音天供養を行い、樂を奏し、伝授の場に妙音天像を懸け、伝授の儀式の中で師弟ともに妙音天礼拝を行ったことが、御記から知られる。特に注目されるのは、「南第一間懸妙音天像」の割注に、「東面、案代々伝受之儀全不安置此像、私意巧耳」とあり、妙音天礼拝の割注に、「是又非規式、臨時処分

也」とある点である。

妙音天を信仰し、自ら妙音院と名乗った師長が作ったとされる『樂家伝業式<sup>(36)</sup>』では、伝業の場は妙音堂で、当然妙音天拝礼の儀が行われる。

この妙音天像を受け継いだ西園寺家でも北山第に妙音堂があり、ここで伝授を行う場合は、師長の式が踏襲されていた。応長元年（一一三一）六月十四日西園寺実兼が今出川兼季に啄木伝授する際に作った『琵琶伝業次第<sup>(37)</sup>』も妙音堂で行う儀となっている。しかし天皇・上皇が啄木伝受する時は、この式に拠らないのである。『後伏見院御記<sup>(38)</sup>』の正和二・一二・一二条には、西園寺公顕から啄木を受けた記録が詳細に記されているが、これによれば、元久（後鳥羽院）、文永（後深草院）の例に倣い、「他所御所」を伝受の場としようとしたが、適当な御所がなく、北山第で行うことになる。しかし北山第に赴きながら、その儀は妙音堂ではなく、南屋寝殿で行われたのである。割注に「此事兼日仰合入道相国也、妙音院禪閣所作式、彼伝受専於妙音堂可遂之由載之、然而上さま必於妙音堂無此儀、且元久・文永等不然、仍今度於南屋寝殿可此儀之由、令治定了」とみえている。この伝受では先例に倣い、妙音堂で御誦經はあったが、院が礼拝することはなかった。『中院一品記』に見る光嚴院の「中園殿寝殿」で行われた灌頂の儀式にも、妙音天像を懸けたことは見えない。崇光院は自ら琵琶の宗匠的立場を示すために、妙音天像を懸けることをはじめたのではないだろうか。そして自らしたためた譜を忠季に授けた。この譜は書陵部に現存する。<sup>(39)</sup>

これより八年後の貞治五年に行われた今出川公直の灌頂の際も、妙音天像を懸け、礼拝の儀を行った。この妙音天礼拝の記文の割注には「招受者礼拝事、妙音堂法則也、又代々御伝業儀未必然、今度予有意旨、模きりする。なお、この貞治五年の記文で、別な意味で注目されるのは、妙音天像の割注で、「以西園寺妙音堂本尊、絵所預隆兼朝臣写之」とあり、さらに小字の割書で「後伏見院御持尊也、自故院賜之、忠季卿伝業之時同懸之」と注されていることである。伏見宮家の妙音天に関しては、応永八年（一四〇一）栄仁親王御筆原本の『妙音天像伝來記<sup>(40)</sup>』があり、これによると、当時伏見宮家にあつた妙音天像は、「西園寺第二伝之尊像」であるが、「崇光院御時或者商買之、仍被召留新被加表補訖、為御本尊多年被安置之」とあって、崇光院の時に買ったことになる。これは明らかに貞治五年記にある、後伏見院御持尊で光嚴院から崇光院に伝えられた高階隆兼写の妙音天像とは別物であろう。後伏見院から伝わった妙音天像は、何らかの理由で失われてしまったのであろうか。ともあれ、永徳元年の栄仁親王への伝授の際までは、後伏見院から伝わった妙音天像が懸けられた。永徳元年記の割注には「隆兼朝臣筆、先規必不然、今日白地懸之、蓋有意志而已」とある。しかしこの時は妙音天礼拝の記述がない。妙音天像を懸けながら前二回とは形式を変えたのは、親王への伝授ということで、貞治五年記の割注に言う「代々御伝業儀未必然」の形式をとったのではないだろうか。ここで言う「代々」は一般で

はなく、後伏見院が自ら編んだ琵琶秘曲伝受部類を、「代々琵琶秘曲御伝受事」と名付けたように、天皇家の代々を意味していると考えられる。

崇光院の御記を通して読みとれるのは、「四絃之道、自後深草上皇連綿不絶、至朕已四五代歟」という持明院統正嫡の技芸という意識であり、さらに光嚴院の弟子であった正親町忠季・今出川公直への伝授を経て、栄仁親王に伝授した日の記文からは、「先院授余給之外、未聞傍例、矧余既灌頂弟子及両三輩、於戯是何幸、於道一可喜、一何恐耳」と謙辞を交えながらも、光嚴院は自分（崇光院）のみであったが、自分は三人の灌頂の弟子を持ったと、当代の琵琶の師範という立場を自覚しているとみられることであろう。

話は前後するが、今出川公直に灌頂を受けた翌年の貞治六年四月二二日、崇光院は播磨局流の口伝を伝える良空の説を受けた。良空の縁続きとみられる按察局から、播磨局流の秘伝を受けた崇光院は良空を呼びよせ、崇光院所持の本譜（孝道自筆で播磨局に譲った譜）に「証誠」のため裏書を加えさせたことが、『一口口決』<sup>(41)</sup>という小巻物によつて知られる。良空は前述したように後村上天皇に播磨局流の秘説を伝授した人物である。この良空と崇光院の関係に關しても、前記村田正志氏の論考の中で述べられているが、この中で良空が南朝へ献じた『三五要録』卷二を返してもらい、改めて崇光院へ進上したことが知られる奥書の写しが紹介されている。現在の伏見宮旧蔵楽書中には、この奥書を持つものは

みえないものであるが、柳原本『三五要録卷一—三』<sup>(42)</sup>一冊本に、村田氏が引用された奥書と小異はあるものの、次のような本奥書が記載されている。「此譜先年進置南朝早、子細見右去年所返賜也、於今者當道事併右申入之、即所進置仙洞也、後雅宗不然、雖何輩繼道者可被返下者也、応安三年四月七日 沙門良空判」。これによれば、応安三年（一三七〇）崇光院は一時後村上天皇に納められていた譜も入手し、先の伝受とあわせ、琵琶西流の一つになっていた流れをともに会得したのである。永徳元年記の記文が自信に満ちているようを感じられるのは、やはりこれら的事情に裏打ちされているのではなかろうか。

『琵琶血脉』によれば、崇光院が灌頂を受けた弟子<sup>(43)</sup>は御記にみえる三人のほか、三条局<sup>(44)</sup>と園基光がみえるが、この二人については記録はない。冒頭に述べた宸翰の伝授状には、院に侍したとみられる源家泰女や有泰女などに宛てたものが多く、明徳四年（一三九三）二月一八日堀河局に授けた啄木譜も現存する。さらにこの翌日院が今出川公直に唱歌万秋樂の秘説を授けていることを示す宸翰の奥書も現存している。この年崇光院六〇歳、今出川公直五九歳。老境に入つての伝授であり、琵琶への執心ぶりが知られる。しかしこれだけ琵琶の第一人者として持明院統正嫡の伝統を守り、第一皇子栄仁親王にも伝え栄仁親王もまた琵琶の名手となつたが、琵琶 자체の衰退は止めようもなく、時代は皇位に即いた後光嚴院流へ、笙の時代へと変つていくのである。

## 五、後光厳天皇と音楽

としたのは、琵琶が嫌い、笙が好きという単純な理由だけであろうか。まだ琵琶が盛んであった時期の花園・光明天皇に琵琶を学んだらしい形跡が認められない点を、ここであわせて考えてみたい。

後光厳天皇は崇光天皇の四歳下の同母弟で、出家する筈であったが、足利氏の内紛がらみで南朝の天下統一、北朝の三上皇と皇太子移御という異常事態が起きたため、文和元年（一三五二）践祚、北朝の皇位に即くこととなる。音楽に関しては、二〇歳の延文二年（一三五七）四月二九日に西流の孝重男の孝守を師として御琵琶始があり、延文四年蘇合四帖、同五年万秋樂を伝受した<sup>(45)</sup>。孝守の父祖の中には秘曲伝授の師をつとめた者はあったが、琵琶始の師をつとめた前例はなく、孝守がはじめてである。かつて琵琶始の正式の師をつとめた西園寺家には、この時、公衡曾孫の実俊がいたが、実俊はこの儀で奉行役をつとめるにとどまつた。

しかし後光厳天皇は、琵琶に対しては気が進まなかつたようで、『園太曆』の四月三〇日条に載る三条公秀の消息に、次のような文言がみえている。「さても禁裏御琵琶沙汰、頻御遁避候を、西大頻張行被申候間、去夜御琵琶始候之由被仰下候き」。後光厳天皇は琵琶始の一ヶ月前の三月二五日豊原信秋に笙の秘曲荒序を奏させ、聴聞したことが『体源抄』卷一三にみえ、翌延文三年八月一四日、信秋の父竜秋を師に笙始があり、以後笙を習得、応安元年（一三六八）笙の灌頂を受けるに至る。笙を習うことは、天皇自身が望んだという。後光厳天皇が琵琶を避けよう

た。

しかしながら後光厳天皇は、琵琶に対しては気が進まなかつたようで、『園太曆』の四月三〇日条に載る三条公秀の消息に、次のような文言がみえている。「さても禁裏御琵琶沙汰、頻御遁避候を、西大頻張行被申候間、去夜御琵琶始候之由被仰下候き」。後光厳天皇は琵琶始の一ヶ月前の三月二五日豊原信秋に笙の秘曲荒序を奏させ、聴聞したことが『体源抄』卷一三にみえ、翌延文三年八月一四日、信秋の父竜秋を師に笙始があり、以後笙を習得、応安元年（一三六八）笙の灌頂を受けるに至る。笙を習うことは、天皇自身が望んだという。後光厳天皇が琵琶を避けよう

時御会の部に、『園太曆』を引いて載せられている。ごく近い時期であるから、同じメンバーで、御所作のみ各々花園天皇と後伏見上皇であつたとしても不思議ではないが、あるいは『御遊抄』の御会始の記事の日付に誤りがあると考えることもできよう。光明天皇の項で述べるが、この『御遊抄』御会始の部は、禁裏と仙洞での御会始が混然として載せられているのである。つまりこの『御遊抄』の記事一例では、花園天皇が琵琶を弾いたという例にはなりにくないと考えられる。『花園院宸記』には、先にも述べたように、後伏見院が琵琶を弾く記述はよくみられ、ついで花園天皇の後宮の宣光門院（南御方、正親町実明女）をはじめ、天皇侍女に箏を弾く女性が多かつたことから、この女性たちが箏を弾く記事がしばしばみられる。花園天皇はもちろん楽に関する知識は豊富とみられ、量仁親王の琵琶始の儀にも臨席、その模様を記しており、また元亨三・一一・二一条では、後伏見院と、箏の名器青海波の音がいいのは穴があるからではないか、他の箏にも穴を開けようかという話になり、花園天皇自身が、百磯城と九重という箏に穴を開けてみたら、ともに音がよくなつたことを記している。種々引用例が長くなつたが、この花園天皇が琵琶を弾いたという記事を記していないのは、弾かなかつたということではないだろうか。

光明天皇に關しても同様で、『園太曆』によれば、康永三年（一三四四）二月二八日条に、禁裏の初度御遊があり、笛の御所作があつたこ

と、師は大炊御門氏忠であることが記され、貞和二年（一二四六）二月二三日の御遊にも笛の御所作があつたことが記されている。『御遊抄』御会始の部の、光明天皇の代にあたる「暦応二・六・廿七」「同（康永）三・壬二・十一」「同（貞和二・一）廿七」などの項で、「比巴」御所作」とみえる場合の御会は、光嚴院仙洞での御会始であることが、『園太曆』などで確められる。一方、『御遊抄』御会始の部でそれに混じて記された、「同（康永三）二・廿八」や「貞和二・一・廿三」の項で、「笛」御所作」とある場合が、前記のように光明天皇の御会始である。資料は乏しいのであるが、光明天皇もまた琵琶を弾いた形跡が認められない。

松蘭斎氏の「中世天皇の「家」について—「日記の家」の視点から—」<sup>(49)</sup>と題する論考の中に、花園天皇に関する興味深い指摘がある。それは持明院統の天皇家は、松蘭氏の言う「日記の家」の視角から見ると、撰閑家以下の貴族の家と同じように、代々の記が「家」の内部に大量に集積され相伝され、これらによって「家」から登極した天皇を、「持明院統天皇家の日記を支配する家長」が教育するのであるが、後伏見院の子孫への中継ぎとして即位した花園天皇が、『花園院宸記』元応二年（一二〇〇）一一月一九日条に「等閑記付一年事、身後雖留、誰欲看、無子無孫無益記須斯、向後可抛翰」と記していることについての考察である。

これは丹念につけた自身の日記が、皇位を継ぐべき子孫のない（実際に子が無いという意味ではなく）状況下では、「家」の日記足り得ないことを認識した文言であるとして、『日記の家』としての持明院統天皇家

の中で）花園天皇が「一種の疎外感」を持っていたことを指摘している。伏見天皇が花園天皇を中継ぎであると厳しく定めて以後、ことに正嫡を重んじる考え方、そしてそれを守ろうとする行き方の中で、正嫡でない、花園・光明天皇が、琵琶を習得しなかつたのは、やはり単なる好みの問題だけではなかつたのではないだろうか。

後光嚴天皇が琵琶を始めたのは、践祚後五年も経た二〇歳の時である。四歳上の崇光天皇は琵琶始の記録は見えないが、御記の延文三・八・二一条の正親町忠季についての記文の中に「余幼年之昔坊、藤原朝臣特以昵近、令吾受学比巴手操」とみえ、一五歳の践祚以前にすでに琵琶を学んでいたことが知られる。持明院統の天皇の琵琶は崇光天皇が御記に記したように、後深草院より朕に至る四、五代、すなわち後深草・伏見・後伏見・光嚴・崇光の正嫡に限られていたのではないだろうか。後光嚴天皇が琵琶を「頻御遁遊」の背景にはこれがあつたのではなかろうか。

気が進まぬ琵琶始を行つた後光嚴天皇は、次は自らの意志で笙を選び、師に地下の楽人豊原竜秋を選定し、笙始の儀を行うことを思い立ち、洞院公賢に計りこれを実現した。延文五年（一三六〇）正月、竜秋の出家に際し、また公賢に計つて、楽人としては先例のない從四位下に叙し帝師の賞とした。積極的に笙の秘曲伝受を続け、御遊にも笙の御所作を行い、応安元年（一三六八）笙の灌頂を遂げる。琵琶はおそらく万秋樂伝受までであったと思われ、『琵琶血脉』には載っていない。笙は

それまで天皇が習得した例はほとんどないものの、西園寺公衡が御遊等で受持つていた例からわかるように、鎌倉末期あたりでは比較的身分の高い公卿らも伝授を受けたらしく『鳳笙相承系図<sup>50</sup>』に名がみえ、また足利尊氏、基氏の名も載つており、笙を習う人が、それ以前よりも多くなつていて見受けられる。後光嚴天皇の流では、以後歴代笙始を行い、笙を習得することとなり、豊原家が代々帝師をつとめるようになる。楽書『体源抄』は、後柏原天皇の師豊原統秋が、子孫のため、笙の記事を中心にして樂書を集大成したものであるが、この卷十一ノ上には、後円融・後小松天皇の笙始記や足利義満の笙始から灌頂までの記録がみえる。後円融天皇は永和元年（一三七五）一八歳で笙始、至徳元年（一三八四）の三席御会で、「先々雖為御笛、今度始而御笙」の所作があつたと『中殿御会部類記<sup>51</sup>』にみえている。笙の相承系図は、後光嚴天皇を「今上」として、以下歴代天皇が「今上」「当今」と記され、書き継がれ、笙の習得が続けられた様子を示している。

伊藤敬氏が『新北朝の人と文学<sup>52</sup>』の中で、足利尊氏・義詮や二条良基

によつて擁立された後光嚴天皇の即位は、「北朝—持明院統内の一交替」というのではなく、文化・經濟面での変改でもあり、あえて新北朝ともいふべき新時代の開始を意味する」として、文学の面でも、光嚴・光明天皇時代と後光嚴天皇以後の明らかな変り目を種々指摘され、後光嚴天皇以下の四代を「新北朝」と名付けられたのは、非常に明確な区

文学の面での端的な例を挙げると、光嚴院親撰で花園院が監修して貞

応永十七年八月十七日

(後小松天皇)  
(花押)

和五年（一三四九）完成した第一七番目の勅撰集『風雅和歌集』は京極派の歌風であるのに對して、後光嚴天皇の命により延文四年（一三五九）に成立した一八番目の勅撰集『新千載和歌集』は二条為定の撰で二条派が中心となる。しかもこの集は、延文元年足利尊氏が為定を撰者として勅撰集を作るよう、天皇に奏上した、武家執奏による最初の勅撰集であり、この後は武家執奏、二条派の撰の勅撰集が続く。こうして急転回していく時代に選ばれた楽器が笙であり、笙の相承系図に足利尊氏以下代々の名が見えるのも、和歌の世界とも符合した時代の動きが感じとれるといえるのではなかろうか。

## 六、後小松天皇の笙と箏

後小松天皇は、一六歳の明徳三年（一三九二）一一月笙始。<sup>(53)</sup> 応永一六年（一四〇九）九月笙灌頂。<sup>(54)</sup> 箏の相承系図によれば、松木宗量、同宗継、豊原久秋、同重秋の四人の弟子がいる。この松木宗量に、応永一七年八月一七日「羅竜王荒序」を受けた伝授状が、『宸翰英華』に載るところの一三四号で、左記の文言である。

羅竜王荒序載別譜

右曲者道之極秘、曲之淵底也、深奥之秘伝、無所残授附參議右大弁藤原宗量卿訖、永可伝一流矣、

『宸翰英華』解説や『大日本史料』（七一—三）では楽器名を記さず、蘭陵王荒序を伝授としているが、同じものを収録した『日本書蹟大鑑』<sup>(55)</sup> 第七巻の解説では、琵琶伝授書とする。しかしこれは笙の灌頂の曲であり、『体源抄』卷十三「相承次第荒序相伝并公宴所作人入之」とある笙の相承系図に、「当今一中御門宰相宗量」の相承がみえるところからも明らかである。さらに『体源抄』卷三ノ上によれば、楽家の豊原重秋にも、後小松院が正長元年（一四二八）一一月一六日羅竜王荒序を受けたことが知られ、これも系図に載っている。

後小松天皇が笙以上に好んだかと思われるのが箏である。箏始は明らかでないが、『秦箏相承血脉』に、若宮（光嚴天皇皇子一二品法親王義仁 応永二〇年薨）からの相承がみえる。この箏の系図も、後小松天皇を当りとしており、成立時期を窺わせる。後小松天皇に至る箏の伝流を遡ると、義仁法親王、対御方（義仁法親王母、正親町公蔭女、歌人徽安門院一条としても知られる）、宣光門院（正親町実明女、花園院後宮、前述）、從三位康子（洞院実泰室）、洞院実泰、從二位栗子（洞院実雄室）の名がみえ、同じ流の中に洞院公賢の名もある。この期、洞院家の人々が箏の伝流の中心にあつたことが認められ、箏も盛んであつたことがわかる。後小松天皇は箏の弟子も、洞院実熙、四辻季保、山科教豈（家豈）ら五人持つており、四辻季保、山科教豈に秘曲伝授した際の伝授状が、『宸翰英華』の一三五・一三六・一三七号で、左記の様に記されている。

(一三五)

蘇合香

第四帖  
樂拍子  
説々

右曲所授賜教豊朝臣也

応永十七年八月廿九日

(後小松天皇)  
(花押)

(一三六)

双調柱

右秘調絃合、撥合、調子等所授賜教豊朝臣也、

於調子者、仁智要錄說無之  
但以裏書說同授訖

応永廿三年九月廿三日

(後小松天皇)  
(花押)

(一三七)

沙陀調柱号婆多力調

絃合、撥合、調子

右秘調五ヶ其一也、授与參議季保卿訖、為道之神秘不可聊爾耳

永享二年六月廿六日

(後小松天皇)  
(花押)

る。

『看聞日記』永享五・九・五条に、御不予の後小松院が洞院実熙に箏

の灌頂を、二日に授けたことが見えてる。院崩御の一ヶ月前に当り、

かなり具合が悪い最中のことで、箏に対する並々ならぬ執心が知られ

る。もう一つ後小松院の箏への思い入れを示す事柄として、『看聞日記』

22などは、そのまま琵琶の秘曲としている。一三五を引く『大日本史

料』(七一三)では、楽器名が記されていないが、次行に『応永年中楽

方記』の同日条も引かれており、これには「教豊箏一曲令了、蘇合四

帖」とみえて、注意してみれば箏であることが読みとれる。先年の拙論

の補注でも述べたが、書陵部に、伏見宮貞常親王(一四一五—七四)が

伝受した箏の秘曲の伝授状を、年代順に親王自身が書き留めた『十三絃秘曲伝受次第<sup>(57)</sup>』と題する一巻がある。原本で、この題も本文巻頭に書かれている。十三絃すなわち箏である。この中に一三六の「双調柱」や二

三七の「沙陀調柱号婆多力調」とほぼ同じ文言の伝授状がある。これらで柱というのは、琵琶の柱ではなく、コトヂを指している。また「双調

柱」の割書注にみえる「仁智要錄說無之」とある『仁智要錄』は、藤原師長撰の箏譜集成である。同じ師長撰の琵琶譜集成は『三五要錄』と名

付けられている。一三七中にみえる「秘調五ヶ」というのは、琵琶における「三曲」にも比すべき、箏の秘調が五あり、「五箇秘調」などと称されている。以上のような点からみても、箏の系図の相承と符合するこ

とからみても、これらが箏の伝授状であることは、間違いないのであ

う箏に関する秘事口伝を中心に樂にまつわる説話等を記した書の下巻に、「妙音天ハ種々御形御ス（中略）、印相事間ニ、琴ノ御手トテ、左ノ御手ノ掌ヲ仰テ胸ニ横置之、是則琴ノ如横也、右御手ハ左ノ掌ノ上ニシテ箏ヲ弾スル勢也」とみえており、妙音天イコール琵琶とばかり認識されていなかつたことが窺われる。『看聞日記』にしても箏弾絵像とのみ記して、格別感想を加えていないところをみると、後小松院がはじめて発想したものではないとみられるが、わざわざ新しく箏弾絵像を作らせたり、同じ月の七夕御楽にも「名物御箏十二「張被並立」など、箏に関する熱心さは、『看聞日記』などからも充分に察せられるところであろう。

なおこの箏弾く妙音天像は、洞院実熙も所持しており、長禄二年（一四五八）九月三〇日、伏見宮貞常親王が実熙から秘曲伝受する際、実熙が持参し、伏見宮累代本尊の妙音天と二幅並んで懸けられたと、「貞常親王御記」<sup>(60)</sup>にみえている。妙音天信仰は室町期かなり盛んであつたらしく、『看聞日記』にも累代本尊以外にも妙音天像の話題が記され、『教言卿記』でも妙音天画像を製作する話を中心に、妙音天像の話が散見する。荻野氏も前述論考で言われることく、現在は妙音天像として伝わるものはほとんどなく、まして箏弾く妙音天像がどんなものであつたか知るべくもないが、箏の流行につれ、後小松院・洞院実熙以外にも、箏を彈く妙音天像を所持した人々もあつたのではないだろうか。

称光天皇が二七歳で崩御、皇子がなかつたことから、伏見宮貞成親王王子彦仁王が後小松院猶子となり、践祚、後花園天皇となる。この後花園天皇に対し、貞成親王は持明院統嫡流である崇光院流の盛衰興廢を記した『椿葉記』を献呈、「抑樂道の事、代々は十歳よりうちにこそ御沙汰ありしに、すてに御成人になるまで、其沙汰もなき心元なく覚侍る。御筆あそはさるへしと聞ゆれば、院の御例めてたま御ことなるへし。又絃管をあひならへてあそはさるゝ先例のみこそあれは、相撲て御琵琶をあそはさるへきなり。上右の例はをきぬ。中古以来後深草院・後伏見院・光嚴院・故親王など、殊更に御沙汰ありつる事なれば、いかにも遊ざるへきなり。」と強く琵琶の習得をすすめた。これに続けて、さらに師範としては西流の藤原孝長が適任と記すのであるが、草稿(再稿)  
道は御見所あれは  
笛の段階では、「仙洞は後光嚴院以来四絃はあそはされねは、君も御筆・御箏のあいた  
申されんなど。をこそ遊はされむすらめ、たとひ他道なにをを御さたありとも、当流はことさら御琵琶を本とあそはさるれは、いかにもこの道をのこさるゝやうに時宜に懸らるへき御事也」と、かなりストレートな表現の文章がここに入っていたことが知られる。

もののはほとんどなく、まして箏弾く妙音天像がどんなものであつたか知るべくもないが、箏の流行につれ、後小松院・洞院実熙以外にも、箏を弾く妙音天像を持った人々もあつたのではないだろうか。

後花園天皇の樂器始は、後小松院の崩御より後のことであつたが、四代も続いた先例は覆らず、永享七年（一四三五）八月二十五日豊原久秋を師とした笙<sup>(62)</sup>始があり、四辻季保・洞院実熙に箏を習い、灌頂に至る。文安二年（一四五五）一〇月後小松院十三回忌の御懺法講の結願日に、後花園天皇は箏を弾いた。これについて『建内記』が「今日御所作絃也、

旧院御執心事也、納受炳焉」と記したのは、深い感慨がこめられているようと思われる。

琵琶は、栄仁親王から啄木まで伝受していた治仁王（一四一七薨）と今出川公行（一四二一没）の二人の急逝により、灌頂に至った者がいなくなってしまった。公行が重態に陥った時点から、琵琶の灌頂断絶は

『看聞日記』中にしばしば記され、公行逝去後、後小松院仙洞でも話題となつたことを「無力次第也、口惜外無他」（応永二八・七・一〇条）

と記している。厳密に言えば、琵琶は断絶したのであるが、楊真操を栄仁親王から、両流泉を今出川公行から受けいた貞成親王は、夢で栄仁親王から灌頂を受けられた（『看聞日記』応永三一・三・一九条）といふ。『看聞日記』によれば、永享五年三月二八日貞成親王は、九歳の貞常親王（伏見宮第四代、後花園天皇同母弟）の琵琶始を行い、以後貞常親王に琵琶を教え、永享八年六月二九日から、足利義教の口添えもあつて、今出川教季にも琵琶を教えることとなる。二人への秘曲伝授は永享一〇年以後続けられ、『看聞日記』や『蘇合香万秋樂御伝授記』などの記録や『後崇光院御伝授状』等により、宝徳二年（一四五〇）まで続いていることが確められる。その後、琵琶は伏見宮家の代々に伝えられた。なお、貞常親王は、四辻季保、洞院実熙に筝を習い、灌頂を受け、『秦筝相承血脉』に後花園天皇と並んで記載された。

後土御門天皇以後の歴代天皇も大体先例によつて、笙・筝の習得を行つたようである。『孝明天皇紀附図』<sup>(68)</sup>には、孝明天皇の、嘉永三年（一

八五〇）六月一日御筝始、文久元年（一八六一）八月一三日御筝始が画かれている。江戸期を通じて、光格天皇が、筝・笙に加え、寛政九年（一七九七）五月二六日西園寺賞季を師に琵琶始を行つたのが、ごく珍しいことであると、この儀を画いた『琵琶御伝授絵巻』にみえている。

### おわりに

室町期後半から江戸期にかけて多くの宮中行事は断絶した。江戸末期になつてそのいくつかは復興されたが、当然音楽の場は限られたものとなり、宮中の樂も形式化していった。天皇と音樂の関わりも、伝統的には守られたものの、形式的なものとなつて行く。江戸初期、後水尾天皇が後光明天皇に宛てたとみられる『御教訓書』<sup>(70)</sup>には、「御芸能の事は、禁秘鈔に委く載られて候へども、今の世にては、和歌第一に御心にかけられ、御稽古あるべき事にや」と記され、琴笛などの樂器は、「いづれにても御心にあひ候物を御稽古ある事候」と記されている。江戸初期、古今伝授が重んじられ、天皇・皇族を中心とした御所伝受が行われ、また天皇による古今集講釈や伊勢物語講釈が行われ、切紙相伝があつたことは、本稿で述べた天皇の琵琶や筝の秘曲伝授を思わせると同時に、「和歌第一」になつた世を実感させる。順徳天皇が『禁秘抄』で述べた「諸芸能」の順は、学問・管絃・和歌であり、貞成親王の『椿葉記』では、まず渠道を記し、ついで学問・和歌を記した。時代の嗜好が明らか

であろう。また楽道に熱中した時代の背景には、例えば後深草天皇と龜山天皇の琵琶秘曲伝受の後、持明院統、大覚寺統、それぞれ西園寺家をめぐる思惑もあって、琵琶秘曲伝受を競う状況も生れ、正嫡の持明院統が琵琶を帝王学と重んじたところへ、後醍醐天皇が積極的に琵琶を習得、それを意識した後伏見院がさらに琵琶に思い入れを深めるなど、琵琶秘曲伝受がエスカレートした要因はこうした点にある。しかし、古今伝授もそうであるが、例えば現代の目から見ると、琵琶の秘事口伝、別派と目される播磨局流にしか伝わらなかつた深重の秘伝も、撥の挟み方などのほんの微小な差でしかないものである。伝受に執心することがなくなり、「さめた」目で見てしまえば熱中する要因は少ないといえよう。

琵琶二流の秘伝を一身にまとめた崇光天皇と、専門家にまで伝授を行つた後小松天皇は、一面でいえば、天皇と音楽の関わりの頂点であるが、この後に来る大乱の時代の故もあり、音楽第一の帝王学の終点となつたともいえるのではないだろうか。

- 注
- (1) 震翰英華別篇編修会編、思文閣出版発行。
  - (2) 帝国学士院編纂、紀元二千六百年奉祝会発行、非売。昭和六三年復刻再刊思文閣出版発行。
  - (3) 「代々琵琶秘曲御伝受事」とその前後—持明院統天皇の琵琶—』(『書陵部紀要』三六号、昭和六〇年二月)。
  - (4) 曹陵部藏、一巻(函号 伏・五)。『椿葉記』諸本に関しては、『村田正志著作集 第四卷 證註椿葉記』(思文閣出版刊)が詳しい。

(5) 図書寮叢刊『伏見宮旧蔵楽書集成』(平成七年三月刊)。以下『楽書集成二』と略す。所収。一巻(函号 伏・一〇一〇)。群書類従卷三四九所収本と同内容ながら、墨線で師弟関係を、朱線で血縁を示すなどしているほか、類従本が「徒五位下善行」としている個所が、「徒五位下任—備前介善行」という二人の人物と注記の混同であることがわかるなど、類従本の誤りを補正しうる善本。

(6) 図書寮叢刊『伏見宮旧蔵楽書集成』(平成元年三月刊)。以下『楽書集成一』と略す。所収。一巻(函号 伏・九四四)。琵琶秘曲伝受宸記部類。

(7) 『楽書集成一』所収。『代々琵琶秘曲御伝受事』の内、「順徳院御記」。

(8) 『楽書集成一』所収。『琵琶秘曲伝受記』一巻(函号 伏・九五一)の内、「定輔卿記」他。

(9) 『東京音楽大学研究紀要』一八・一九、一九九四、五年。

(10) 『楽書集成一』所収。『琵琶秘曲伝受記』の内、「公定卿記」。

(11) 『楽書集成一』所収。『管絃御伝授記』一巻(函号 伏・九三九)の内、「冷泉相國記」西園寺公相記。

(12) 『楽書集成一』所収。『琵琶秘曲伝受記』の内、「故人道太政大臣殿御記」西園寺実兼記。

(13) 『楽書集成一』所収。『秘曲御伝授記』(元亨元年六月十五日流泉両曲)一巻(函号 伏・九四七)、西園寺実兼記。

(14) 岩佐美代子氏『京極派和歌の研究』(笠間書院刊 昭和六二年)第三編第二章「音楽史の中の京極派歌人達—琵琶・箏伝授系譜による考察」に詳しい。また注(9)の豊永聰美氏の論考「中世における天皇と音楽—御師について」(下)の末に、西園寺家と琵琶西流師範家を合わせた系図が載せられており、両家の関係がわかりやすい。

(15) 曹陵部藏『口承口決』一巻(函号 伏・一〇九八)所収の、文永九年五月八日孝頼から実兼へ伝授された秘曲譜裏書の写しに、そのことがみえている。

(16) 統群書類従卷五一七所収。

(17) 『楽書集成一』所収。『琵琶秘曲伝受記』の内、「故右大臣記」。公顯が自身

の灌頂を記した永仁五年一〇月一三日記の中に、「明後日 春宮御琵琶始可参仕」とみえている。同じく『楽書集成』に所収の公顯自筆の草稿本かとみられる同日記『今出川右府記』では、同個所は「御比巴始等」とあって、「可参仕」がないが、『後伏見院御記』(代々琵琶秘曲御伝受事)の内 正和二・一二・一二条にも、「前右大臣自永仁比巴始之時為師匠」と記されて、これが事実であることが確かめられる。

- (18) 『列聖全集』宸記集上 所収。
- (19) 『楽書集成』所収。『代々琵琶秘曲御伝受事』の内。
- (20) 『楽書集成』所収。一卷(函号 伏・一〇三五)。今出川公直記。
- (21) 『楽書集成』所収。『啄木御伝授記』(元亨二年五月廿六日) 一卷(函号 伏・九四五)。今出川兼季記。
- (22) 『花園院宸記』同日記。
- (23) 播磨局・孝行の長幼の順を明確にした記事はないが、孝道著の樂の口伝集『知国秘鈔』二巻(函号 伏・九三六)中で、承久四年(一二二二)に夜叉とよばれているのが、孝行の幼名らしいこと、建保六年(一一一八)に秘曲伝授した播磨局に宛てた孝道の奥書中に、「夜叉にもかならずかきうつしてたふへし」とみえること(『三五要錄』(函号 一六一・八五 謄写本))などから推して、播磨局の方が年長であろう。
- (24) 書陵部藏『三曲秘譜並三極秘決』二巻(函号 伏・九三七)にそのことがみえる。本書は法印良空自筆原本。注(35)関連あり。
- (25) 『楽書集成』所収。『樂書類聚』(函号 伏・八六八)第三冊の内。群書類從卷三四九所収の同名書とは、所収人數も異なり情報も詳しい別本。
- (26) 『楽書集成』所収。一巻(函号 伏・一〇一一)。
- (27) 『楽書集成』所収。一巻(函号 伏・一〇一三)。
- (28) 書陵部藏 一巻(函号 伏・九五七)。資料紹介『リポート等間』第三三号所載『三曲秘譜』奥書と藤原博子・相馬万里子 平成四年。
- (29) 『楽書集成』所収。『琵琶秘曲伝受記』の内、「入道太政大臣殿御記」徳治一・一〇・二七条、「奉行家司春衡記」延慶一・七・六条。
- (30) 『楽書集成』所収。『西園寺実兼置文』一巻(函号 伏・一〇六一)。
- (31) 書陵部藏 一巻(函号 伏・一〇八一)。上記の江戸末写一冊(函号 伏・九一)。後伏見院・光嚴院・崇光院・榮仁親王と伝えられた秘曲の譜と奥を写したもの。
- (32) 『大日本史料』(六一五)所引。
- (33) 『樂書集成』所収。『代々琵琶秘曲伝受事』の内。
- (34) 『樂書集成』所収。一巻(函号 伏・九四八)。琵琶秘曲伝受、琵琶始等の実例を月号に集めて並べたもの。所収例は久安五年から延文三年に及ぶ。
- (35) 『村田正志著作集』第二巻『続南北朝史論』(思文閣出版刊)所収。同論考中で、「三極秘説」は琵琶の秘曲の譜であり、その付属とみられる断簡文書があつて、「三曲譜」とは別に良空が後村上天皇に伝授した秘説の奥書と判定せらるるものであるが、やや後代の書写であり、しかも奥書のみで秘説の内容そのものは残念ながら伝へず」と述べていられるが、その後の書陵部での調査によれば三曲の譜と文字で書かれた秘説の二巻で一部を成しているとみられる。三曲の譜は『三曲秘譜』として、昭和四一年伏見宮樂書展示会に出陳した。「三極秘決」と名付けられた秘説の部分は断簡ではなく、一応首尾完結しており、筆も良空と近似している。中に「古来之際唯用口授」「後必可被没火中」等の文言がみえるものであるため、署名等を施さなかつたのではないか。整理書名は『三曲秘譜並三極秘決』として、良空の自筆原本二巻一部として扱っている。
- 注(24) 参照。
- (36) 『樂書集成』所収。一巻(函号 伏・九三八)。
- (37) 『樂書集成』所収。一帖(函号 伏・一五一五)。実兼自筆原本。
- (38) 『樂書集成』所収。『代々琵琶秘曲御伝受事』の内。先年の拙論の補註でふれたが、「後伏見院御記」のこの條の小書部分は、活字本(『列聖全集』宸記上)では、かなり誤写誤脱が多く意味が通りにくい。『歴代残欠日記』所収本をはじめ写本も、活字本よりは少ないが、誤写誤脱がある。
- (39) 『啄木調』一巻(函号 伏・九七〇)。現在は弘安九年(一二八六)西園寺実兼から東宮(のちの伏見天皇)へ伝授された譜と年月日人名不詳の一通と、

啄木調の譜ばかり三枚継いで成巻されているうちの、第一紙に当る。書陵部引継時にはすでに継がれていた。

(40) 『楽書集成二』所収。一巻(函号 伏・五一二)。

(41) 書陵部蔵。一巻(函号 伏・一〇九七)。崇光院宸筆。本巻は四紙の中途まで崇光院宸筆、以下栄仁親王御筆の原本。

(42) 書陵部蔵。一冊(函号 柳・八一四)。

(43) 『琵琶血脉』は延文四年(一二五九)五月正親町忠季の奥書があるが、その後も書き継がれ、宝徳三年(一四五二)頃にまで至る。「崇光院」と注された「太上法皇」は、兼季からの墨線、後伏見院からの朱線(血縁を表わす)が引かれており、左注に「両曲以下又令受後伏見院御説給、於御灌頂者孝重卿奉授之」とある点からみても、「光嚴院」と注されるべきである。そしてこの「太上法皇」から朱線が「栄仁親王」へ引かれ、墨線が「前左大臣藤原公直」「權中納言藤原基光」「三条局」へと引かれているのであるが、この間に「太上天皇(崇光院)」の項があるべきで、書写の際の誤脱かと考えられるので、一応この間に「崇光院」の項があると仮定して考える。なお、正親町忠季に関しては、「太上法皇—太上天皇—權大納言藤原忠季」として、さらに太上法皇から直接の墨線が忠季に引かれて、孝重からの相承の列に収められている。

(44) 『琵琶血脉』では、「源有泰女」と注がつけられている。『看聞日記』応永二年閏五月五日条に「崇光院仕女(三条局)御寵愛異于他也」とみえる人物と同じ可能性が大きい。『看聞日記』同日条に、この三条局は弘助法親王ら五人の皇子女の母で、崇光院崩御の後落飾して、真修院と号し、この五月二日に円寂したことが記されている。

(45) 堀河局宛の啄木譜は、『三極秘説』一巻(函号 伏・九五九)の第三紙に当り、同書の第一紙は至徳四年(一二八七)二月一五日石上流泉を、第二紙は同年同月一八日上原石上流泉を、それぞれ「有泰女」に伝授するとした崇光院の花押のある譜である。年次、受者名も異なる第三紙が、この第一、二紙と一緒にまとめられた時点や理由は明らかでないが、有泰女と堀河局が同人物である可能性はある。料紙はいずれも、上刃紫、下刃青の打彫の鳥の子紙に、金

泥で界野が施されたもので、宸筆による譜や奥書の書様も三通とも近似している。そして灌頂を受けた者が書き入れられるきまりである『琵琶血脉』に、「三条局」が書き入れられ、そこに「源有泰女」の注が付けられている点などから推測を重ねると、堀河局がのちに三条局とよばれる可能性も否定できないのではないだろうか。

(46) 『唱歌万秋樂』一巻(函号 伏・一〇四九)。

(47) 統群書類從卷三九『北山殿行幸記』一条経嗣記に「ふしみの入道親王、とがのおの法親王は、いまの世の筆びには、ならびなきほどの名をとり給へば」と記されている。伏見入道親王が栄仁親王、桟尾法親王が義仁親王である。

(48) 『樂書集成二』所収。『後光嚴天皇御琵琶始並御伝受記』一巻(函号 伏・九九八)。『大日本史料』六一二、一二、二三に引くが、三回とも琵琶始としているのは誤り。

(49) 『愛知学院大学文学部紀要』二一号。一九九一年。『日記の家—中世国家の記録組織』(平成九年刊。吉川弘文館)に再録。

(50) 統群書類從卷五三三所収。

(51) 統群書類從卷二八一所収。

(52) 昭和五四年刊。三弥井書店。

(53) 『体源抄』卷一ノ上。

(54) 『大日本史料』(七一一二)所引。『応永年中樂方記』

(55) 昭和五四年刊。講談社。

(56) 昭和五二年刊。毎日新聞社。

(57) 『樂書集成二』所収。一巻(函号 伏・一〇一三三)。

(58) 『古文書研究』一七、一八合併号。一九八一年。

(59) 『樂書集成二』所収。三巻(函号 伏・九三三)。もと折本一冊を書陵部で卷子に改裝。

(60) 『樂書集成二』所収。『十三経秘曲伝受次第』の内。

(61) 注(4)参照。

(62) 『看聞日記』同日条。

(63) 宝徳二年（一四五〇）三月。師洞院実熙。『公卿補任』同年の実熙の注に、「四月廿五日叙從一位。去廿七日主上御寧灌頂師賞也」とある。

(64) 書陵部咸『栄仁親王御伝授状』一巻（函号 伏・九九二）中に「応永辛卯（一八年）十一月十九日」の日付で、「右曲伝附貞成畢」と奥書して、栄仁親王の花押をされた楊真操の譜がある。

(65) 『楽書集成』所収。『両流泉御伝受記』一巻（函号 伏・九五五）。『看聞日記』同日条にもほぼ同意の記事があるが、本巻は『看聞日記』抄出ではなく別に書かれたものとみられる。

(66) 『楽書集成』所収。一巻（函号 伏・九四三）。

(67) 『楽書集成』所収。一巻（函号 伏・一〇一〇）。

(68) 吉川弘文館刊。一九八一年。

(69) 書陵部咸 一巻（函号 B六・二九六）。

(70) 『宸翰英華』所収、五九一号。原本東山御文庫蔵（勅一〇一一一四）。

#### 追記

本稿再校校正中、豊永総美氏の「後光厳天皇と音楽」が『日本歴史』一九九八年二月号に発表された。後光厳天皇の音楽について深く考察された論考で、その成果を本稿にも反映させたいところであるが、時間的にも全く余裕がなく果たせなかつた。なお、五の章題が、豊永氏論文の題名と同じであることについても、後から出版されるものとしては少し気がひけるが、そのままにさせていたぐことにしたので、あしからずご了承いただきたい。